

奨励金に関する重要なお知らせ

事業者の皆様へ

平成 29 年度より実施しておりました「山形県正社員化・所得向上促進事業奨励金」事業につきましては、令和 2 年度末を以て終了となりましたのでお知らせします。

令和 3 年 3 月 31 日まで正社員転換または所得向上を実施した場合で、転換等の実施報告書を県に提出している事業者様につきましては、令和 3 年度において奨励金支給の対象となる場合がありますので、忘れずにお手続きくださるようお願いいたします。

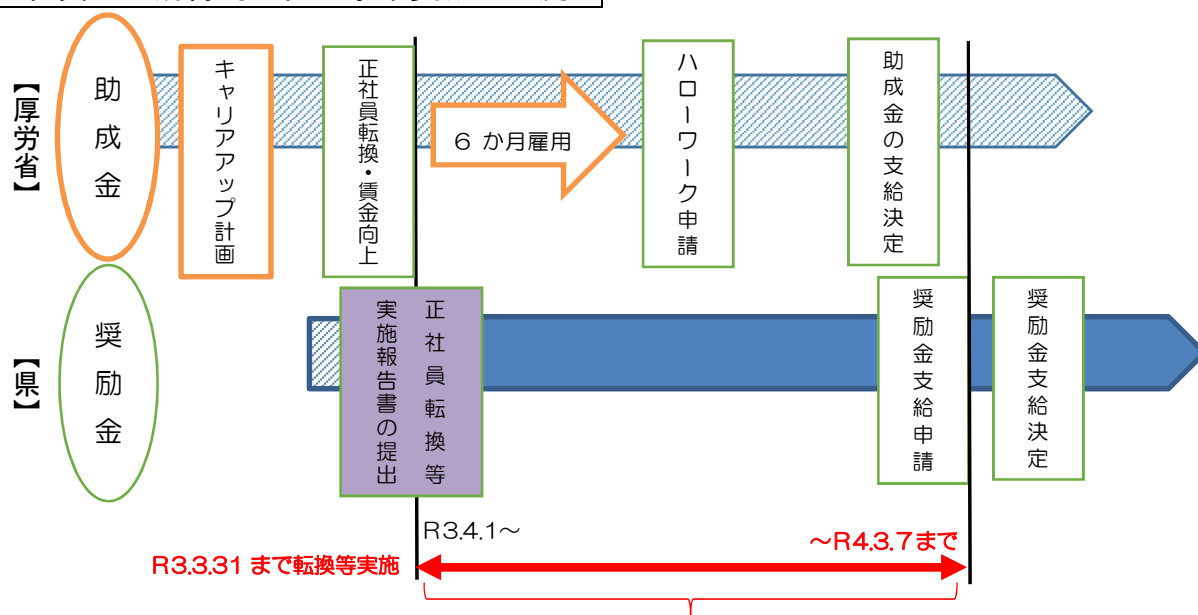
■今後の奨励金支給申請について

奨励金支給申請の受付期限は、

**キャリアアップ助成金支給決定日から 30 日以内 または
令和 4 年 3 月 7 日（月）のいずれか早い方**となりますのでご注意ください。

以下、申請期間をご確認のうえ、お手続きくださるようお願いいたします。

正社員化・所得向上促進事業奨励金の流れ



県の奨励金支給申請書提出期間
この期間に忘れずにお手続きください。

対象事業者（チェック✓）

- 令和 3 年 3 月 31 日までに正社員転換または所得向上が完了している
- 転換等実施後、60 日以内に県あて実施報告書（様式第 1 号）を提出している
- キャリアアップ助成金の支給決定を受けた日を含め 30 日以内の申請である（ただし、令和 4 年 3 月 7 日まで）